

# 安全報告書

2016年9月期

(2015年10月1日～2016年9月30日)

株式会社ノエビアアビエーション

この安全報告書は航空法第111条の6の規定に基づき作成したものです

## 1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

### (1) 安全に関する基本理念

安全第一主義を事業の最優先的基本方針とし、儲け主義による等の安全阻害要因を組織一丸となって排除し、もって輸送の安全を確保します。

### (2) 安全に関する基本方針

多くの事故が、規則等の遵守違反や不履行、あるいは うっかりミスといわれる注意義務違反に起因するといわれています。すなわちヒューマンエラーといわれる人間の過誤によるものであり、規則は、事故を未然に防止する最も有効な方策です。

従いまして、その規則を遵守することにより、ほぼ完璧に事故を未然に防止することができます。その考えのもと、すべての規則は遵守されなければなりません。

うっかりミスは、病気や、薬品、ストレス等が引き金となり、アルコールや疲労、精神的不安定によるものです。これらの原因を、組織として未然に排除できる体制にしなければなりません。健康管理は当事者のみならず、組織によって細心の注意を払わなければならない最重要事項です。

安全管理規程に定める安全管理体制は、現時点でのヒューマンエラー防止対策であって、問題があれば、その都度安全管理体制の見直しを行い、必要に応じて改善に努めなければなりません。そのため、ひとりひとりが内部監査員の視点を持って、問題点を洗い出すことが重要となります。

安全の確保は、諸問題に優先する課題であり、いささかなりとも安全に関する疑念を抱いて運航を行ってはなりません。

私は、安全管理規程を含む「規則等の遵守」と「うっかりミスの排除」を安全に関する基本方針に掲げ、ノビアアビエーションの先頭に立って、安全運航を推進します。

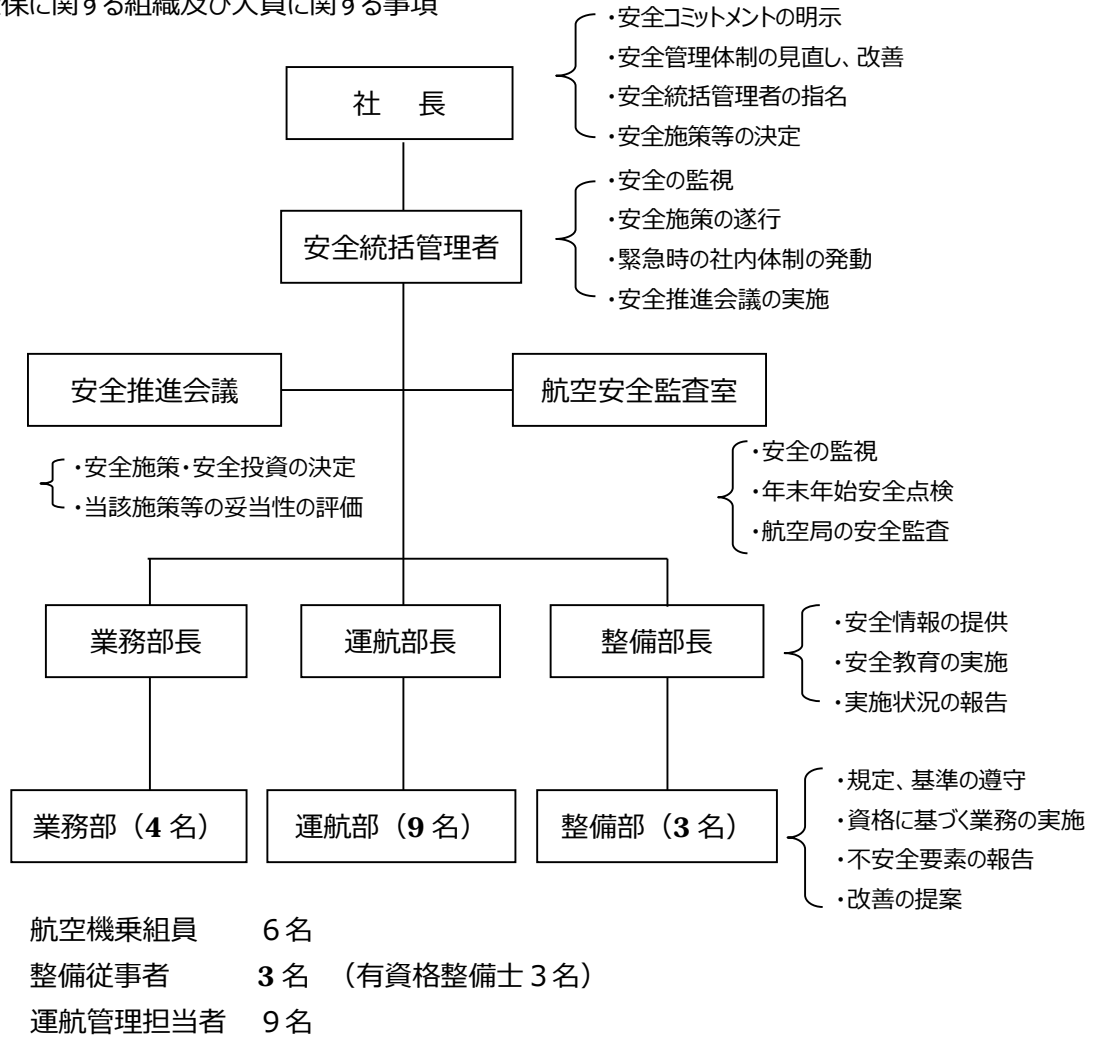
2016年12月1日

株式会社ノビアアビエーション

代表取締役 岡崎 光裕

## 2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

### (1) 安全確保に関する組織及び人員に関する事項



取締役を安全統括管理者に選任し、安全管理体制を構築します。

組織内の横断的な意思疎通を図り、経営トップの社長が先頭に立って、安全運航の確保を目指します。

### (2) 日常運航の支援体制

#### イ) 定期訓練及び審査の内容

航空機乗組員に対して、定期訓練を実施しています。

航空機乗組員に対して、年に1回運航審査官による機長審査（口述及び実地）を実施しています。

運航管理担当者に対して、年に1回定期審査（口述）を実施しています。

#### ロ) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

朝礼が随時安全会議となり、問題点の共有を図り、現場にフィードバックしています。

#### ハ) 安全に関する社内啓発活動等の取組み

安全第一主義を会社としての最優先方針であることを徹底させています。

(3) 使用している航空機に関する情報（航空運送事業機の機数です）

種類	航空機型式	機数	座席数 (操縦席含む)	平均年間飛行時間	導入 年月	機齢
固定翼機	ビーチクラフト式 A-36	1	6	60	2006/10	10
回転翼機	エアロスパシアル式 AS350B3 型	1	6	120	2015/04	9

(4) 運航状況に関する情報

当社固定翼機は、主として操縦訓練事業を行っており、回転翼機は 2015 年 7 月より航空運送事業と航空機使用事業を行っています。

3. 法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項

「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」（事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブル）の発生状況

本事業年度において、重大インシデント等はありません。

(1) 総件数 : 0

(2) 主要な事態（安全上の重大性や社会的反響が大きかった事態）の概要及び対応状況：事態の発生なし

(3) トラブルの種類別、機種別の発生状況等参考となるデータ：なし

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

(1) 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

- イ) 最大離陸重量の厳守 : 飛行前に厳正な重量重心位置計算を行う。
- ロ) 事前の十分な運航計画 : 運航計画が十分行うことが出来ないような運航は実施しない。
- ハ) IFR による飛行 : 運航規程の変更により、航空運送事業における IFR 運航は実施しない。
- ニ) 法令の遵守 : 重大インシデント等の適時適切な公表を行う。

(2) 国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導 : なし

(3) 安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置 :

安全に関する基本方針に掲げた「規則等の遵守」及び「うっかりミスの排除」を徹底するために、見やすい場所に掲示している。

- (4) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に対する取組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、本事業年度における当社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価：

本年度も、安全に関するトラブルもなく、安全に関する目標の達成度、安全に対する取組みの実施状況ともに、所期の成果をあげたものと総括する。徹底した規則等の遵守と、うっかりミスを排除するための徹底した健康管理が安全運航の基本であるという姿勢は継続していく。今後も、現状に安心することなく、安全運航の維持及び向上に努める。

- (5) 安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取組み目標等の事項：

これまでどおり、「規則類の遵守」及び「うっかりミスの排除」を安全目標に掲げる。  
安全管理（飛行させない）5原則を遵守する。

- ① 運航のための管理体制が不十分な場合、飛行させない
- ② 緊急のための管理体制が不十分な場合、飛行させない
- ③ 飛行機が不調の場合、飛行させない
- ④ 天候が不良の場合、飛行させない
- ⑤ 体調が不良の場合、飛行させない